第８節　長期停電対策計画

（防災統括室）

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。

第１　県による情報収集と応急対策の検討

１　県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

２　県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第２　電気事業者等の役割及び連携

１　県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

２　県、市町村、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第３　重要施設に対する燃料供給

１　県は、奈良県石油商業組合との「災害時における燃料供給に関する協定書」により、災害時等の燃料供給の優先供給を円滑に行うものとする。

２　県は、県内だけで燃料調達が困難なときは、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合にはエネルギー庁に対し、石油連盟の災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

３　県は、災害時の状況に応じて、燃料供給のための重要となる道路を優先的に啓開する。

第９節　県消防防災ヘリコプターの活動計画

（消防救急課）

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第１　災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第２　緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

１　救急活動
２　救助活動
３　災害応急対策活動
４　火災防御活動
５　広域航空消防防災応援活動

第３　各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第４　市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

１　離着陸場所の確保及び安全対策
２　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
３　空中消火用資機材、空中消火基地の確保
４　その他必要な事項

第１０節　ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

（防災統括室）

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第１　県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第３章第９節　県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第２　自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第３章第１４節　受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第４施設団本部　第３科　防衛班
電話　０７７４－４４－０００１　内線２３３・２３９・２３５・２３６
（夜間・休日は当直室　内線２１２・３０２）
防災行政通信ネットワーク　ＴＮ－５７１－９１（夜間は当直室ＴＮ－５７１－９２）

第３　警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備課　０７４２－２３－０１１０　内線５８０２
（県庁からは内線５５２７）

第４　海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第３章第１４節　受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話　０６－６５７１－０２２２

第５　近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第３章第１４節　受援体制の整備」による。

近畿地方整備局防災室 電話　０６－６９４２－１５７５ 近畿地方整備局災害対策本部 電話　０６－４７９０－７５２０、７５２１

第６　市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

１　ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

２　離着陸地点には Ⓗ 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

３　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

４　ヘリポートの発着に障害となる物体については､除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

５　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

６　離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第７　離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

１　雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合

２　前線通過などのため突風や乱気流のある場合

３　日没後

４　着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第８　輸送ルートの確保

道路通行規制時における､ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第１１節　通信運用計画

（防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）

県は、県・市町村・消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。

第１　通信手段

１　県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

２　中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

３　消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線

消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

４　電話設備

（１）災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はＮＴＴ西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

（２）孤立防止用無線電話

ＮＴＴ西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

５　防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

６　非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

７　衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第２　応急復旧

１　県防災行政通信ネットワーク施設

県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。

２　その他通信施設

その他、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設等の管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第１２節　広報計画

（防災統括室、総務部知事公室）

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、ＳＮＳ、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第１　県の広報活動

県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が正確かつ適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。

１　広報の内容

（１）災害発生状況（人的被害、住家被害等）
（２）気象予報・警報に関する情報
（３）二次災害に関する情報
（４）避難に関する情報
（５）公共交通機関の被害及び運行状況
（６）電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
（７）主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
（８）河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
（９）医療救護所・医療機関等の開設状況
（１０）給食、給水に関する情報
（１１）生活必需品等の供給状況
（１２）県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
（１３）その他必要と認められる情報

２　広報手段

（１）テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、ＳＮＳ、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平常時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。

（２）緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
（３）緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
（４）報道機関への情報発表
報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、平常時より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
（５）要配慮者への広報の配慮
データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第２　各機関の広報活動

１　市町村

市町村は、「第１　県の広報活動、１　広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。
（１）広報手段
①　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
②　自治会等に対する緊急避難情報の伝達
③　住民相談窓口の開設
④　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
⑤　テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

２　ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。
（１）広報の内容
①　被災により使用できない区域に関する情報
②　復旧状況及び復旧見込みに関する情報
③　使用可能な場合の使用上の注意
（２）広報手段
①　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
②　利用者相談窓口の開設
③　報道機関への報道依頼
④　テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

３　公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

（１）広報の内容
　①　被災による不通区間の状況
　②　復旧状況及び復旧見込みに関する情報
　③　臨時ダイヤに関する情報
（２）広報手段
　①　乗降場での印刷物の配布・掲示
　②　場内、車内利用者相談窓口の開設
　③　報道機関への報道依頼
　④　テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第３　記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

（１）広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
　関係機関は、災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
（２）広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第４　災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第１３節　支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第１　被災地への人的支援

１　県は、迅速に被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。

２　県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

３　県は、ＮＰＯや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

４　感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第２　県内への避難者の受入対応

１　奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。

２　県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第３　物的支援

物的支援に関しては「第３章第２３節　食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第４　ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第３章第２８節　ボランティア活動支援計画」に基づく。

第５　奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部　事務分掌

部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所　掌　事　務
本部事務局 （危機管理監） （知事公室理事） （知事公室次長） （防災統括室長） （消防救急課長） （安全・安心まちづくり推進課長）	調整班	1．災害支援対策本部の運営に関すること 2．災害支援対策本部会議の開催に関すること 3．各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること 4．本部事務局の庶務に関すること 5．被災地への連絡員派遣に関すること 6．被災自治体との連絡調整に関すること
	情報収集班	1．災害情報の収集・整理に関すること 2．本県の支援内容の収集・整理に関すること
	消防応援班	1．緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2．消防活動の調整に関すること 3．消防防災ヘリコプターの活動に関すること
	救援物資班 （※2）	1．食料、救援物資の調達・供給に関すること 2．食料、救援物資の陸上輸送に関すること
知事公室 （知事公室長） （南部東部振興監）	広報・記録班 （広報広聴課長）	1．新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 （広報広聴課長）	1．災害に関する総合相談窓口の運用に関すること
	国際協力班 （国際課長）	1．災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関すること
	市町村振興班 （市町村振興課長）	1．県内市町村職員の派遣の調整に関すること
総務部 部長 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務班 （企画管理室長）	1．本部事務局各班への応援に関すること 2．部内及び関係機関との連絡調整に関すること 3．その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 （人事課長）	1．職員の派遣要請に関すること
	財政班 （財政課長）	1．災害支援に関する予算及び資金に関すること
	議会連絡班 （法務文書課長）	1．災害に関する議会との連絡に関すること
	職員厚生班 （総務厚生センター所長）	1．派遣職員の健康管理に関すること
文化・教育・くらし創造部 部長 （文化・教育・くらし創造部長） （こども・女性局長） 副部長 （文化・教育・くらし創造部次長）	総務班 （企画管理室長）	1．部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2．その他部内の他の班に属しないこと
	協働推進班 （青少年・社会活動推進課長）	1．ボランティアの派遣に関すること 2．ボランティアバスの運行に関すること
	消費・生活安全班 （消費・生活安全課長）	1．遺体の火葬支援に関すること 2．避難者（特に要配慮者）が生活する旅館・ホテルの確保に関すること
	女性支援班 （女性活躍推進課長）	1．本県に避難されている女性からの相談等に関すること
	こども家庭班 ○（奈良っ子はぐくみ課長） （こども家庭課長）	1．本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関すること

部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所　掌　事　務
福祉医療部 部　　長 （福祉医療部長） （医療・介護保険局長） （医療政策局長） 副　部　長 （福祉医療部局　次長）	避難者生活支援班 （地域福祉課長） ○（企画管理室長） （長寿・福祉人材確保対策課）	1．災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣・活動調整等に関すること 2．本県への避難者の生活支援に関すること 3．本県への避難者のニーズ把握に関すること
	救援物資班 （医療保険課長） （地域福祉課長補佐）	1．食料、救援物資の調達・供給に関すること【医療保険課】 2．食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 （障害福祉課長）	1．本県に避難されている障害者に対する支援に関すること
	長寿社会班 （介護保険課） （地域包括ケア推進室長）	1．本県に避難されている高齢者に対する支援に関すること
	医療総務班 （医療政策局次長） ○（地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室長） （病院マネジメント課長） （薬務課長） （企画管理室補佐）	1．本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2．保健医療活動チーム（DMAT、DPAT、保健師チーム等）の派遣・活動調整に関すること 3．保健医療活動に関すること
	保健支援班 ○（健康推進課長） （疾病対策課長） （新型コロナワクチン接種推進室）	1．本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2．保健師等の派遣に関すること
水循環・森林・景観環境部 部　　長 （水循環・森林・景観環境部長） 副　部　長 （水循環・森林・景観環境部理事） （水資源政策・景観環境担当）	廃棄物対策班 （廃棄物対策課長）	1．廃棄物処理の支援に関すること 2．清掃及びし尿処理の支援に関すること
産業・観光・雇用振興部 部　　長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副　部　長 （産業・観光・雇用振興部次長）	救援物資班 ○（企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※2）	1．食料、救援物資の調達・供給に関すること 2．輸送協力団体との連絡に関すること
食と農の振興部 部　　長 （食と農の振興部長） 副　部　長 （食と農の振興部次長）	救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※2）	1．食料、救援物資の調達・供給に関すること 2．食料、救援物資の陸上輸送に関すること

部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所　掌　事　務
県土マネジメント部 部　　　長 （県土マネジメント部長） （地域デザイン推進局長） 副　部　長 （県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事） （県土マネジメント部次長）	下水道班 （下水道課長）	1．下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○（建築安全推進課長） （県有施設営繕課長） （営繕プロジェクト推進室長） （住まいまちづくり課長）	1．建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
	住宅班 （住まいまちづくり課長） （※3）	1．本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2．本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 3．住宅相談窓口の設置に関すること
水　道　部 部　　　長 （水道局長）	水道支援班 （水道局総務課長） （水道局業務課長）	1．県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2．災害時における応急給水の確保に関すること
教　育　部 部　　　長 （教育長） 副　部　長 （教育次長）	学校支援班 （学校支援課長）	1．避難所となった学校施設に関すること
警　察　部 部　　　長 （警察本部長） 副　部　長 （警務部長） （警備部長）	総括班 （警衛警護・危機管理対策参事官） （付・警備課長）	1．警察業務に関すること

※1　一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
※2　救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。
※3　住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

第１４節　受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において災害が発生し、県及び被災市町村では、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

第１　県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。

第２　緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第４４条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

１　応援要請

（１）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（２）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき（死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。）は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

①　直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。

以下同じ。）により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。

② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。

③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

また、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。

（３）代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

２　消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。

なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。

（１）進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること

（２）救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること

（３）緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること

（４）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること

（５）実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること

（６）救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること

（７）県災害対策本部における航空運用調整班の設置･運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、緊急用務空域の指定依頼に関すること

同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

３　緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

（１）消火活動

（２）要救助者の検索、救助活動

（３）救急活動

（４）航空機を用いた消防活動

（５）消防艇を用いた消防活動

（６）特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動

（７）特殊な装備を用いた消防活動

４　応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

（１）第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

（２）第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

（３）航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県

（４）航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

緊急消防援助隊応援要請の流れ

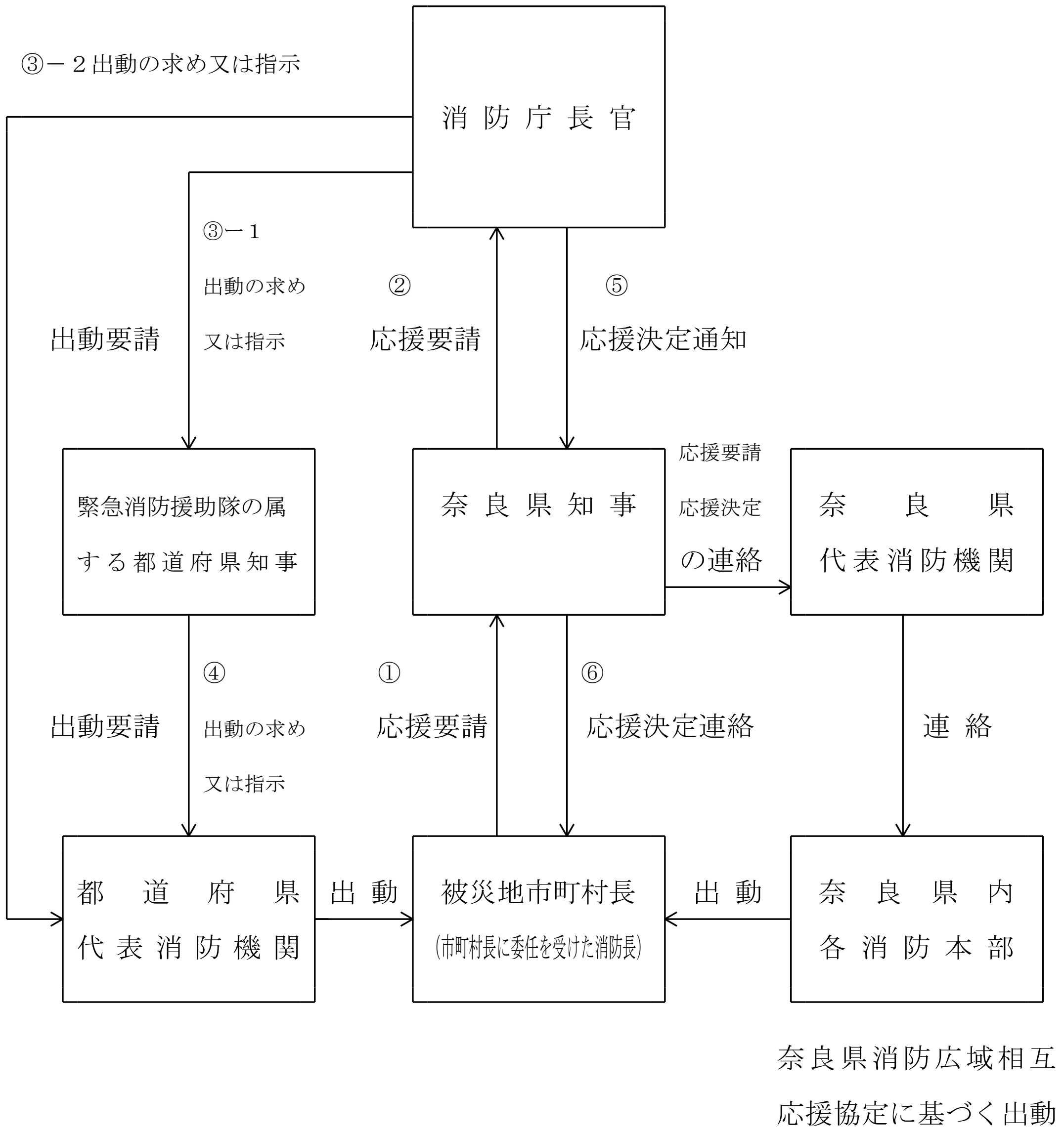

【消防組織法根拠法例】

①②・・・・・・４４条第１項
③－１求め・・４４条第１、２項
指示・・４４条第５項
③－２求め・・・４４条第４項
指示・・・４４条第５項
④　　求め・・・４４条第３項
指示・・・４４条第６項

第３　警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第３章第２２節　災害警備、交通規制計画」参照）

第４　自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命又は財産の保護のため自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は、次の事項に基づき実施する。

１　災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

（１）人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

（２）被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

（３）その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

（「本節第４の４の（３）　知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）

（４）自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

２　災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

（１）災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

①　偵察（班）

第４施設団長は、平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

②　連絡（班）

知事の要請又は第４施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

（２）出動準備態勢への移行

第４施設団長は、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

（３）災害発生後の活動

①　被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

②　避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

③　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

④　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

⑥　道路または水路の啓開

道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

⑦　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

⑧　人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨　炊飯および給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

⑩　救援物資の無償貸付

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

⑪　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫　その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

３　情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

４　災害派遣要請手続

（１）自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

（２）要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

（３）知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

①　各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

(ｱ)防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため､自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(ｲ)知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ｳ)自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に､当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(ｴ)その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

②　指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③　前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④　知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

５　派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

（１）知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

①　部隊担任の作業計画

②　所要資機材の確保

③　部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等

④　宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等

（２）県防災統括室は、派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。

県連絡員は、作業の状況等について県災害対策本部に報告する。

（３）経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

①　災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

②　①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

６　市町村地域防災計画で定める事項

（１）派遣要請の要求方法

（２）災害派遣部隊の受入態勢

①　受入準備の計画樹立

(ｱ)作業計画

(ｲ)連絡責任者の氏名

(ｳ)宿泊施設等の準備

②　派遣部隊到着時の措置

(ｱ)派遣部隊と作業計画等の協議

(ｲ)県知事への報告

７　災害派遣部隊の撤収要請

知事は、撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第５　実動機関リエゾンとの連携

円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。

第６　海上保安庁への災害派遣要請計画

１　災害派遣の適用範囲

海上保安庁は、「災害時の応援に関する申合せ（平成２２年７月２３日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

（１）天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき

（２）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

２　災害派遣に関する活動内容

（１）航空機等による被害状況調査

（２）航空機等による被災者の捜索救助

（３）航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送

（４）その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

３　情報の交換

県及び海上保安庁は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

４　災害派遣要請手続

派遣要請手続き及び要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第７　近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成１７年６月１４日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

１　災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

（１）公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。

（２）災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、（１）の要請を待つ暇がないと認められる場合。

２　災害派遣に関する活動内容

（１）被害状況の収集・伝達

（２）災害応急復旧

（３）二次災害の防止

（４）その他必要と認められる事項

３　災害派遣要請手続き

近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第８　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

１　趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

２　相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

３　応援の種類

（１）食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋

（２）被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋

（３）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

（４）情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
（５）避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
（６）ヘリコプターの活用による応援
　①　（１）から（５）までに掲げる応援
　②　林野火災空中消火
　③　救急患者等の搬送
　④　遭難者等の捜索及び救助
　⑤　その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
（７）その他特に要請のあった事項

４　応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第９　近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

１　応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

２　緊急派遣

府県の区域において震度６弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

３　物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

４　定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。
（「第２章第７節　防災訓練計画」参照）

５　その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第１０　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

１　応援要請

県は、近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するも

のとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

２　全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

３　広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

第１１　他府県等への応援要求計画

法第７４条の規定に基づき､他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。

１　応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

（１）災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。

（２）県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

２　連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあっては電話その他の方法により行う。

３　費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

４　応援の受入体制

県は、他府県等からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル｣を作成し､応援受入体制の整備をしておくものとする。

他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編制しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。

また、航空運用調整班を設置する。

第１２　滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

１　趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

２　応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和６１年５月３０日付け消防救第６１号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

（１）保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
（２）保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
（３）保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
（４）その他ヘリによる応援活動が有効な場合

３　経費の負担

（１）応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
（２）応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
（３）前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
（４）前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第１３　広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

１　対象とする災害

広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

（１）大規模な地震等の自然災害
（２）陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
（３）高層建物の火災
（４）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
（５）その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

２　要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、ＦＡＸ等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

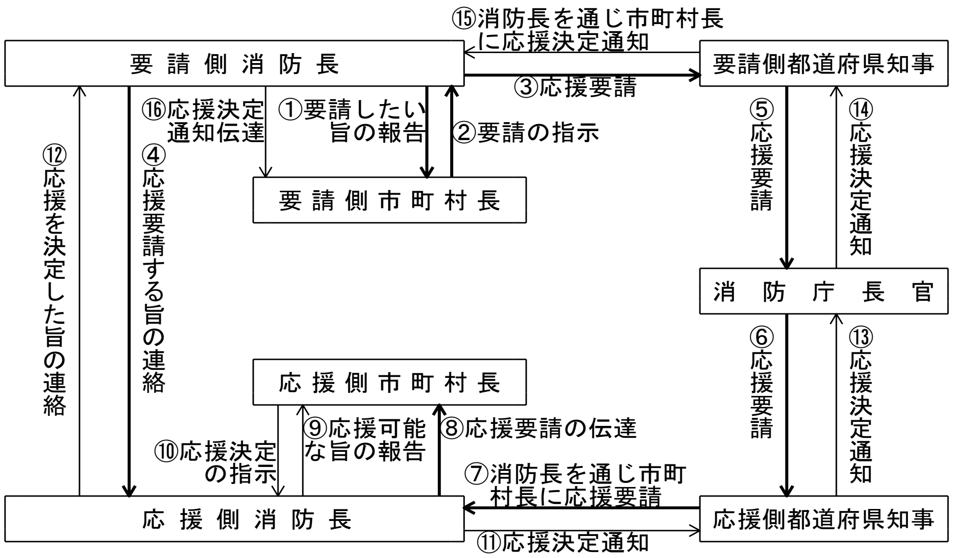

３　応援の受入体制

市町村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

４　費用の負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第１４　日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

１　災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。

２　緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。

３　派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第１５　保健医療活動に係る受入体制の整備

国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画（本章第２０節）に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。

第１６　ＩＳＵＴの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び市町村は、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴとも連携し、対応に当たるものとする。

第１５節　公共土木施設の初動応急対策

（県土マネジメント部）

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第１　被災直後の初期段階での対応

１　国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の（１）～（４）等についての内容について実施する。

（１）現地の被害情報の収集
（２）緊急対応に必要な資機材の提供
（３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
（４）被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

２　県による情報収集と応急対策の検討

（１）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
（２）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
（３）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
（４）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
（５）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第２　県による県民や市町村等への情報提供

１　標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。

２　報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

３　市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。

４　地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第１６節　道路等の災害応急対策計画

（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第１　被害状況の把握と情報発信

１　被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

２　情報収集の実施体制

（１）土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

（２）事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

（３）土木統括班（情報照査）

土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木統括班は、県防災統括室からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、県防災統括室及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

（４）災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（県土マネジメント部企画管理

室）及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

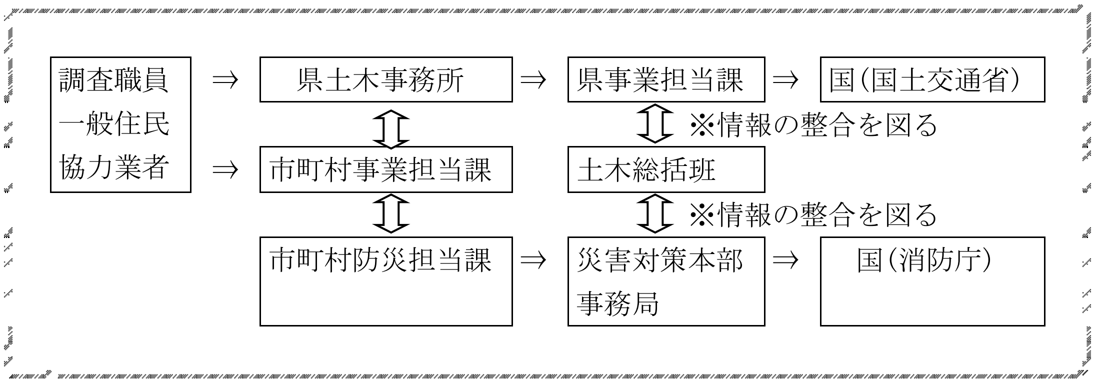

図　情報の流れ

３　関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

（１）市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

（２）警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、定期的に情報交換を行う。

（３）近畿地方整備局、ＮＥＸＣＯ西日本等との協力

近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、ＮＥＸＣＯ西日本とは「包括的相互協力協定書」第３条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

（４）道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

４　県管理道路等の情報収集

（１）パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

土木事務所は、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助

活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把捉するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

（２）参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

（３）災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に、施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

（４）一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を日頃より整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

（５）情報の一元化管理

土木事務所においては、災害発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占用者、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、その情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

５　情報発信

県及び市町村は、災害時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

（１）県民に対する広報の内容

①　道路等の土木施設の被害状況
②　交通規制の状況
③　迂回の方法
④　仮復旧（交通機能復旧）の見込み
⑤　本復旧の見込み

（２）広報の手段

①　道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
②　周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
③　市町村内防災放送による地域住民への周知
④　報道機関への情報提供
⑤　奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載
⑥　県メール配信システムの活用
⑦　道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
⑧　国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和５４年３月１日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第２　道路啓開と応急対策

１　道路啓開

（１）道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは､道路管理者として区間を指定して､運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通

じて県民へ広報する。

（２）雪寒対策作業の実施

土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

（３）負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

（４）道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には、当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

（５）作業計画の立案

土木事務所は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、 道路占用者等の関係機関と､相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

（６）指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

２　災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

（１）二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

（２）緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

（３）交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

（４）交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。

３　支援体制

（１）災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

（２）被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より、災害が発生した場合において比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。また、大規模な自然災害等の場合は、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を要請する。

（３）災害派遣要請

①　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは､知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

②　他府県への応援要請

法第７４条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③　紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対

策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第３　災害復旧工事の実施

１　被害額の算定

関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

２　復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には､災害発生後の県民生活の安定､社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

３　地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

４　予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

５　進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

６　復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるたけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて､常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

７　災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第４　林道

１　応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

２　応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県は、速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第５　農道

１　応急措置

市町村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

２　応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第１７節　ライフライン施設の災害応急対策計画

（防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、
ライフライン関係機関）

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

第１　水道

水道事業者等は､災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

１　応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

２　応急復旧

（１）各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

（２）応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

（３）被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

（４）応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

（５）配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

（６）ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第２　下水道

下水道施設の設置（管理）者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の恐れがある場合は、流入ゲートを操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

また、大和川上流流域の処理場においては、遊水池（貯留）効果を兼ねる施設であることから内水排水操作規則に基づきポンプ排水を行い処理場施設の保全はもとより、有効かつ円滑に周辺住民家屋への効果的な湛水水位低下を図る。

停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

第３　電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

１　通報・連絡

（１）通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

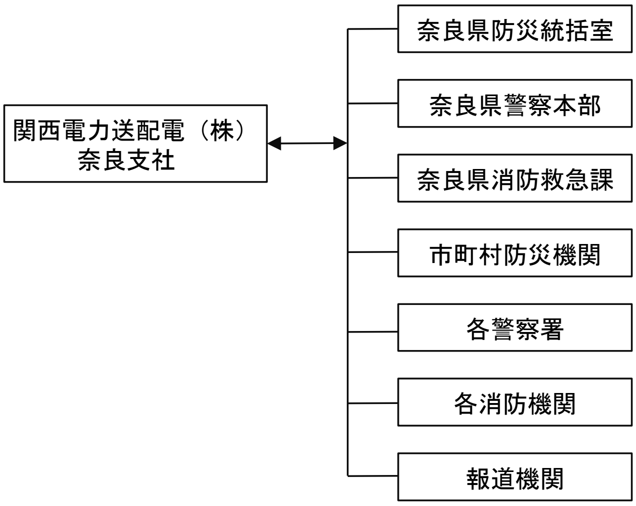

（２）通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第２章第１５節　ライフライン施設の災害予防計画」第３電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

２　災害時における情報の収集、連絡

（１）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

①　一般情報

(ｱ)気象、地象情報

(ｲ)一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ｳ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(ｴ)その他災害に関する情報（交通状況等）

②　当社被害情報

(ｱ)電力施設等の被害状況および復旧状況

(ｲ)停電による主な影響状況

(ｳ)復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(ｴ)従業員等の被災状況

(ｵ)その他災害に関する情報

（２）情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

３　災害時における広報

（１）広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

①　無断昇柱、無断工事をしないこと。

②　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

③　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

④　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

⑤　屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

⑥　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

⑦　その他事故防止のため留意すべき事項。

（２）広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳおよびＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

４　対策組織要員の確保

（１）対策組織要員の確保

①　夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

②　対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

（２）復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク

株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

５　災害時における復旧資機材の確保

（１）調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

①　現地調達

②　対策組織相互の流用

③　他電力会社等からの融通

（２）輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

（３）復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

６　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

７　災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

８　災害時における応急工事

（１）応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

（２）応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

①　水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

②　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

③　変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

⑤　通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

（３）災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

９　ダムの管理

（１）管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

（２）洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

（３）通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

（４）ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

（５）管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

１０　復旧計画

（１）設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

①　復旧応援要員の必要の有無

②　復旧応援要員の配置状況

③　復旧用資機材の調達

④　復旧作業の日程

⑤　仮復旧の完了見込み

⑥　宿泊施設、食糧等の手配

⑦　その他必要な対策

１１　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第４　電信電話施設

１　西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

（１）発生直後の対応

①　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

②　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部または防災統括室) 等の防災機関へ災害対策本部 (情報連絡室) 開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

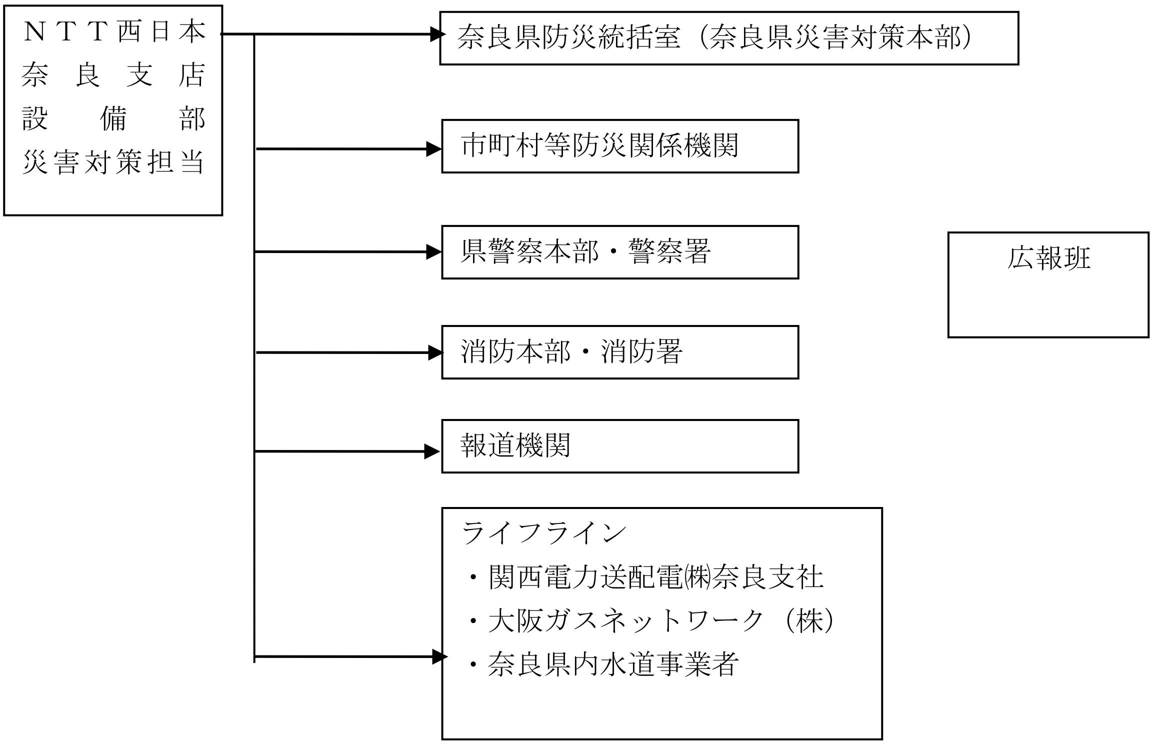

③　情報の収集、報告

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ) 気象状況、災害予報等

(ｲ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ｳ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(ｴ)被災設備、回線等の復旧状況
(ｵ)復旧要員の稼働状況
(ｶ)その他必要な情報

④　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

(ｱ)災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
(ｲ)復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
(ｳ)被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする

（２）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

①　被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
②　被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
③　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
④　報道機関の協力を得て､テレビ･ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
⑤　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（３）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順　位	復　　　旧　　　回　　　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上 ○　気 象 機 関 ○　水 防 機 関 ○　消 防 機 関 ○　災 害 救 助 機 関 ○　警 察 機 関 ○　防 衛 機 関 ○　輸送確保に直接関係ある機関 ○　通信確保に直接関係ある機関 ○　電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○　ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○　水道供給の確保に直接関係ある機関 ○　選挙管理機関 ○　新聞社、放送事業または通信社の機関 ○　預貯金業務を行う機関 ○　国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（４）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

（５）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

（６）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（７）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

２　株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）

株式会社ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（１）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

（２）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

①　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

②　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

③　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

④　災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

⑤　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

⑥　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

⑦　その他、安全上必要な措置を講ずること。

（３）通信の非常そ通措置

①　重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ)　応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

(ｲ)　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ｳ)　非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(ｴ)　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(ｵ)　電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

②　携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③　災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

（４）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

①　要員対策

②　資材及び物資対策

③　交通及び輸送対策

④　電源対策

⑤　お客様対応

⑥　その他必要な事項

（５）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

３　ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話）

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（１）情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（２）準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

（３）防災に関する組織

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

（４）通信の非常疎通措置

① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

（５）設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

（６）設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

４　ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、ＳＢ）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリ

アの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（１）顧客への発災時の支援

①　発災情報の通知

②　被災情報の相互連絡

③　貸出用携帯電話等の配備

④　位置情報通知システム

⑤　WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

⑥　WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

（２）通信サービス確保の対策

①　緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ＳＢが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図

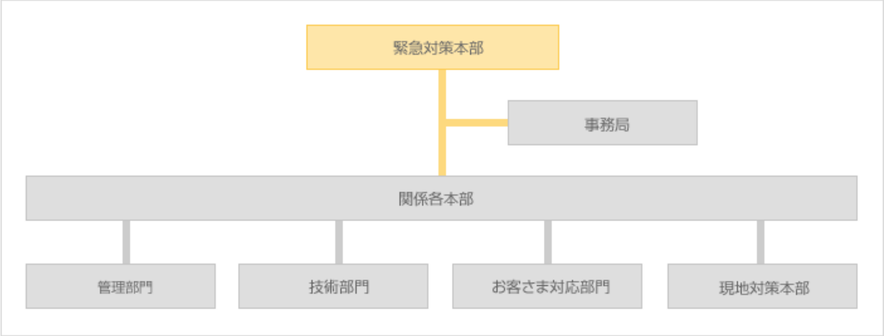

②　通信の確保・維持

（３）通信エリアの復旧と確保

ＳＢでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

①　停電基地局の発電機設備による電源確保

②　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ｱ)移動無線基地局車

(ｲ)可搬型衛星基地局

③　新規伝送路確保による既存基地局復旧

④　基地局の建て直し

⑤　燃料調達

⑥　移動電源車

⑦　周辺基地局によるエリア救済

⑧　代替基地局設備の導入

（４）災害時通信サービス

①　緊急速報メール

②　災害用伝言板サービス

③　災害用音声お届けサービス

④　WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

5　楽天モバイル株式会社（携帯電話）

（１）情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

①　災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

②　必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（２）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

（３）重要通信の疎通確保

①　災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

②　「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

（４）災害時における広報

①　災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

②　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

（５）対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

（６）社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

（７）災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

（８）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

６　こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

（１）応急復旧体制の強化

災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成､応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し､運用する。

（２）災害対策用資機材の整備、点検

①　災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

②　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

③　災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

④　災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

（３）防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年１回以上実施する。

①　安否確認および災害・警報の伝達

②　情報収集・伝達

③　各種災害対策機器の操作

④　ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認

（４）協力応援体制の整備

①　グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

②　他の事業者との協調

電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。

第５　都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

１　大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

災害発生時には､「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

（１）情報の収集伝達及び報告

①　気象予報等の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

②　通信連絡

(ｱ)災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

(ｲ)事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ｳ)対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（２）応急対策要員の確保

①　災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

②　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（３）災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

（４）危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

（５）応急復旧対策

①　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

②　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

２　大和ガス株式会社

（１）方針

災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

（２）情報の収集、伝達及び報告

①　ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況

②　道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等

③　出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。

④　対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。

（３）応急対策要員の確保

①　気象予報（暴風、水害)に注意して「対策実施要領」に準じて(A，B，C，号の発令）平常時でも要員の確保を図る。

②　規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。

また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（４）災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

（５）危険防止対策の実施

①　災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（ＥＳＶ）等の巡回、点検、整備を行う。

②　他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。

③　ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

（６）応急復旧対策の実施

①　情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。

②　被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

（被害が比較的軽微な地区）

３　桜井ガス株式会社

（１）計画方針

災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。

（２）情報の収集、伝達及び報告

①　気象予報等の収集、伝達

本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。

②　災害発生時の関係先との伝達方法

災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。

③　被害状況等の収集

供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況､応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。

（３）応急対策要員の確保

災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

（４）災害広報の実施
災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。
（５）危険防止対策
風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。
（６）応急復旧対策
供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

４　五条ガス株式会社

（１）情報の収集伝達及び報告
①　気象予報の収集、伝達及び報告
気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。
②　通信連絡
(ｱ)災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。
(ｲ)供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
(ｳ)本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。
③　被害状況の収集、報告
（２）応急対策要員の確保
①　災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。
②　震度５弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。
③　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
（３）顧客及び一般市民に対する災害広報の実施
（４）危害防止対策
①　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
②　二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
③　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。
（５）応急復旧対策
①　供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。
②　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案

して、供給上復旧効果の高いものから行う。

５　株式会社大武

（１）計画方針

災害発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。

（２）情報の収集、伝達及び報告

①　気象予報、警報等の収集、伝達

対策本部で気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。

②　通信連絡

災害発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。

③　被害状況の収集、報告

供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。

（３）応急対策要員の確保

①　災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

②　大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し救援を依頼する。

（４）災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

（５）危険防止対策

災害発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

（６）応急復旧対策

供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

第６　関係機関の情報共有等

県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。